

## 第1号議案

平成29年度大田区一般会計予算

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成29年度大田区一般会計予算

平成29年度大田区一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ261,858,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 特別区税		70,443,992
	1 特別区民税	65,024,641
	2 軽自動車税	300,196
	3 特別区たばこ税	5,104,748
	4 鉱産税	1
	5 入湯税	14,406
2 地方譲与税		2,013,001
	1 自動車重量譲与税	696,000
	2 地方道路譲与税	1
	3 航空機燃料譲与税	1,031,000
	5 地方揮発油譲与税	286,000
3 利子割交付金		333,000
	1 利子割交付金	333,000
4 配当割交付金		1,255,000
	1 配当割交付金	1,255,000
5 株式等譲渡所得割交付金		867,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	867,000
6 地方消費税交付金		15,830,000
	1 地方消費税交付金	15,830,000
7 自動車取得税交付金		551,002
	1 自動車取得税交付金	551,002
8 地方特例交付金		415,000
	1 地方特例交付金	415,000
9 特別区交付金		68,752,000
	1 特別区財政調整交付金	68,752,000
10 交通安全対策特別交付金		70,000
	1 交通安全対策特別交付金	70,000
11 分担金及び負担金		2,542,176
	1 負担金	2,542,176
12 使用料及び手数料		8,687,176
	1 使用料	7,547,858

(単位：千円)

款	項	金額
	2 手数料	1,139,318
13 国庫支出金		47,288,679
	1 国庫負担金	43,433,137
	2 国庫補助金	3,843,767
	3 国庫委託金	11,775
14 都支出金		16,180,278
	1 都負担金	8,706,006
	2 都補助金	5,851,450
	3 都委託金	1,622,822
15 財産収入		332,542
	1 財産運用収入	327,979
	2 財産売却収入	4,563
16 寄附金		326,436
	1 寄附金	326,436
17 繰入金		14,264,933
	1 基金繰入金	14,264,932
	2 特別会計繰入金	1
18 繰越金		2,000,000
	1 繰越金	2,000,000
19 諸収入		5,306,722
	1 延滞金、加算金及び過料	303,406
	2 特別区預金利子	562
	3 貸付金元利収入	1,481,471
	4 受託事業収入	1,252,258
	5 収益事業収入	85,000
	6 事務処理特例交付金	650,000
	7 雑入	1,534,025
20 特別区債		4,400,000
	1 特別区債	4,400,000
歳 入	合 計	261,858,937

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,107,451
	1 議会費	1,107,451
2 総務費		35,924,553
	1 総務管理費	21,369,305
	2 地域振興費	5,809,652
	3 観光国際費	5,095,892
	4 区民費	1,273,396
	5 徴税費	1,920,046
	6 選挙費	351,325
	7 監査委員費	104,937
3 福祉費		146,750,212
	1 社会福祉費	17,414,080
	2 障害福祉費	16,536,297
	3 高齢福祉費	20,551,757
	4 児童福祉費	55,742,944
	5 生活保護費	36,505,134
4 衛生費		8,803,145
	1 保健衛生費	8,803,145
5 産業経済費		3,733,650
	1 産業経済費	3,733,650
6 土木費		19,214,250
	1 土木管理費	4,049,342
	2 道路橋梁費	9,313,048
	3 河川費	577,972
	4 公園費	5,273,888
7 都市整備費		5,744,707
	1 都市整備費	5,144,246
	2 建築費	600,461
8 環境清掃費		10,321,832
	1 環境保全費	914,093
	2 清掃管理費	3,342,609

(単位：千円)

款	項	金額
	3 廃棄物対策費	6,065,130
9 教育費		25,297,408
	1 教育総務費	10,226,984
	2 小学校費	10,880,021
	3 中学校費	3,900,372
	4 校外施設費	290,031
10 公債費		4,214,842
	1 公債費	4,214,842
11 諸支出金		446,887
	1 財政積立金	446,886
	2 小切手支払未済償還金	1
12 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳	出	合
		計
		261,858,937

第 2 表 債務負担行為

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
大田区土地開発公社に対する債務保証	平成 29 年度 } 平成 39 年度	大田区土地開発公社が金融機関から借入れる事業資金120億円及び利子相当額
大田区土地開発公社からの用地取得費	平成 29 年度 } 平成 39 年度	大田区が大田区土地開発公社から取得する用地費
大田区中小企業倒産防止共済掛金納付者に対する一部補助	平成 30 年度	大田区中小企業倒産防止共済促進事業に基づき、助成条件の充足が、翌年度以降に完了する場合の助成額
大田区中小企業融資（一般運転資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 37 年度	大田区中小企業融資（一般運転資金）借受者に対する利子額の一部（事業経営年1.2%、小口年1.4%相当額）
大田区中小企業融資（一般設備資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 39 年度	大田区中小企業融資（一般設備資金）借受者に対する利子額の一部（事業経営年1.2%、小口年1.4%相当額）
大田区中小企業融資（転業資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 37 年度	大田区中小企業融資（転業資金）借受者に対する利子額の一部（事業経営年1.2%、小口年1.4%相当額）
大田区中小企業融資（開業資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 37 年度	大田区中小企業融資（開業資金）借受者に対する利子額の一部（事業経営年1.4%、小口年1.4%相当額）

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
大田区中小企業融資（開業資金のうち商店街空き店舗活用創業・ものづくり事業創業）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 37 年度	大田区中小企業融資（開業資金のうち商店街空き店舗活用創業・ものづくり事業創業）借受者に対する利子額の全部
大田区中小企業融資（経営強化資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 37 年度	大田区中小企業融資（経営強化資金）借受者に対する利子額の一部（事業経営 年1.3%、小口 年1.5%相当額）
大田区中小企業融資（環境対策資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 35 年度	大田区中小企業融資（環境対策資金）借受者に対する利子額の一部又は全部（公害防止 年1.3%相当額、アスベスト対策及び耐震対策 利子額の全部）
大田区中小企業融資（温暖化対策推進企業支援資金、次世代育成サポート推進企業支援資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 35 年度	大田区中小企業融資（温暖化対策推進企業支援資金、次世代育成サポート推進企業支援資金）借受者に対する利子額の一部（事業経営 年1.7%、小口 年1.8%相当額）
大田区中小企業融資（経営改善一本化資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 37 年度	大田区中小企業融資（経営改善一本化資金）借受者に対する利子額の一部（事業経営 年1.2%、小口 年1.4%相当額）
大田区中小企業融資（小規模企業特別事業資金[協会保証付]）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 35 年度	大田区中小企業融資（小規模企業特別事業資金[協会保証付]）借受者に対する利子額の一部（事業経営 年1.3%、小口 年1.5%相当額）
大田区中小企業融資（団体事業資金[運転]）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 } 平成 32 年度	大田区中小企業融資（団体事業資金[運転]）借受者に対する利子額の一部（事業経営 年1.3%、小口 年1.5%相当額）

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
大田区中小企業融資（団体事業資金[設備]）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 ） 平成 40 年度	大田区中小企業融資（団体事業資金[設備]）借受者に対する利子額の一部（[48か月以内]事業経営年1.3%、小口年1.5%相当額、[48か月超]事業経営年1.2%、小口年1.4%相当額）
大田区中小企業融資（団体事業資金[転貸]）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 ） 平成 31 年度	大田区中小企業融資（団体事業資金[転貸]）借受者に対する利子額の一部（事業経営年1.3%、小口年1.5%相当額）
大田区中小企業融資（チャレンジ企業応援資金）借受者に対する利子補給	平成 30 年度 ） 平成 39 年度	大田区中小企業融資（チャレンジ企業応援資金）借受者に対する利子額の全部
小規模事業者経営改善資金借受者に対する利子補給	平成 30 年度 ） 平成 33 年度	小規模事業者経営改善資金借受者に対する利子額の30%に相当する額
新創業融資借受者に対する利子補給	平成 30 年度 ） 平成 33 年度	新創業融資借受者に対する利子額の50%に相当する額
都市計画道路事業に伴う移転資金融資借受者に対する利子補給	平成 30 年度 ） 平成 40 年度	大田区都市計画道路事業の実施に伴う移転資金融資あっせん資金借受者が返済する利子額（年2.5%相当額）
六郷中学校プール取壊し工事	平成 30 年度	26,580



(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
田園調布せせらぎ公園休憩所取壊し工事	平成 30 年度	45,752
多摩川清掃事業所修理場取壊し工事	平成 30 年度	20,506
(仮称) 羽田一丁目複合施設建設工事	平成 30 年度	1,238,155
(仮称) 羽田四丁目複合施設建設工事	平成 30 年度	1,232,470
(仮称) 田園調布せせらぎ公園文化施設建設工事 (実施設計委託)	平成 30 年度	58,614
大田区民プラザ外壁石目地シール打替工事	平成 30 年度	25,806
(仮称) 勝海舟記念館 (旧清明文庫) の整備 (改修・増築工事)	平成 30 年度	591,097

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
(仮称) 勝海舟記念館 (旧清明文庫) の整備 (展示建築委託)	平成 30 年度	140,098
障がい者総合サポートセンター増築工事	平成 30 年度	785,923
民営化特別養護老人ホーム等への大規模修繕工事費補助	平成 30 年度	64,176
特別養護老人ホームたまがわ空調・給湯等一括更新工事	平成 30 年度 } 平成 31 年度	717,240
仲六郷保育園改築工事	平成 30 年度	505,876
新蒲田保育園改築工事 (基本設計・実施設計委託)	平成 30 年度 } 平成 31 年度	91,099
新蒲田保育園改築工事 (プレハブリース)	平成 30 年度 } 平成 33 年度	104,500

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
大森駅東口エスカレーター整備（更新工事）	平成 30 年度	355,806
大田区画街路第 1 号線街路部区間整備工事 （電線共同溝）	平成 30 年度	75,369
橋梁耐震補強整備（新根方橋）	平成 30 年度 ～ 平成 31 年度	195,000
水神公園休憩所新築工事	平成 30 年度	104,047
（仮称）多摩川清掃事務所建設工事（基本 設計・実施設計委託）	平成 30 年度	19,926
（仮称）多摩川清掃事務所建設工事（事前 工事）	平成 30 年度	12,960
六郷図書館改築工事	平成 30 年度	804,860

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
東六郷小学校改築工事（校庭整地）	平成 30 年度	104,200
志茂田小学校改築工事	平成 30 年度	3,482,239
大森第四小学校改築工事（第1期）	平成 30 年度	2,707,129
入新井第一小学校改築工事（基本設計・実施設計委託）	平成 30 年度 } 平成 31 年度	186,956
東調布第三小学校改築工事（基本設計・実施設計委託）	平成 30 年度 } 平成 31 年度	114,065
赤松小学校改築工事（基本設計・実施設計委託）	平成 30 年度 } 平成 31 年度	114,771
田園調布小学校改築工事（基本構想・基本計画作成等支援業務委託）	平成 30 年度	12,412

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
大森第七中学校改築工事（プレハブリース）	平成 30 年度 ） 平成 33 年度	641,845
東調布中学校改築工事（基本構想・基本計画作成等支援業務委託）	平成 30 年度	12,412

### 第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	1,110,000	証券発行又は、普通貸借の方法により政府その他より起債する。 ただし、金融の事情その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。	4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金その他について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債のときから据置期間を含め、30年以内に元金均等額又は元利均等額の方法等、その融資条件等により償還する。 ただし、融資条件等又は財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。
文化施設建設事業	150,000			
障害福祉施設建設事業	282,000			
児童福祉施設建設事業	526,000			
公園建設事業	185,000			
橋梁建設事業	296,000			
道路整備事業	146,000			
小学校施設建設事業	1,465,000			
図書館建設事業	240,000			
合 計	4,400,000			

## 第2号議案

平成29年度大田区国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成29年度大田区国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度大田区の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,931,282千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		17,134,195
	1 国民健康保険料	17,134,195
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		230
	1 手数料	230
4 国庫支出金		14,482,985
	1 国庫負担金	14,133,160
	2 国庫補助金	349,825
5 療養給付費交付金		1,083,555
	1 療養給付費交付金	1,083,555
6 前期高齢者交付金		16,785,149
	1 前期高齢者交付金	16,785,149
7 都支出金		4,085,353
	1 都負担金	705,327
	2 都補助金	3,380,026
8 共同事業交付金		19,889,276
	1 共同事業交付金	19,889,276
9 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
10 繰入金		9,782,214
	1 繰入金	9,782,214
11 繰越金		600,000
	1 繰越金	600,000
12 諸収入		88,323
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	117
	3 雑入	88,204
歳入合計		83,931,282



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		992,865
	1 総務管理費	992,865
2 保険給付費		49,814,892
	1 療養諸費	43,304,324
	2 高額療養費	6,105,177
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	304,630
	5 葬祭費	50,610
	6 結核・精神医療給付金	50,131
3 後期高齢者支援金等		8,840,593
	1 後期高齢者支援金等	8,840,593
4 前期高齢者納付金等		31,602
	1 前期高齢者納付金等	31,602
5 老人保健拠出金		267
	1 老人保健拠出金	267
6 介護納付金		3,454,255
	1 介護納付金	3,454,255
7 共同事業拠出金		19,922,913
	1 共同事業拠出金	19,922,913
8 保健事業費		688,840
	1 特定健康診査等事業費	618,977
	2 保健事業費	69,863
9 諸支出金		85,055
	1 償還金及び還付金	85,053
	2 延滞金	1
	3 公債費	1
10 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	83,931,282

第 2 表 債務負擔行為

(單位：千円)

事 項 名	債務負擔期間	限 度 額
特定保健指導事業	平成 30 年度	17,361

### 第3号議案

平成29年度大田区後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成29年度大田区後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度大田区の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,472,878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		7,565,281
	1 後期高齢者医療保険料	7,565,281
2 使用料及び手数料		6
	1 手数料	6
4 繰入金		7,501,279
	1 他会計繰入金	7,501,279
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		406,311
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	4,800
	3 預金利子	47
	4 受託事業収入	401,455
	5 雑入	7
歳入合計		15,472,878

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		97,758
	1 総務管理費	38,672
	2 徴収費	59,086
2 広域連合納付金		14,647,318
	1 広域連合納付金	14,647,318
3 保険給付費		309,463
	1 葬祭費	309,463
4 保健事業費		382,853
	1 保健事業費	382,853
5 諸支出金		15,486
	1 償還金及び還付加算金	15,484
	2 公債費	1
	3 繰出金	1
6 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		15,472,878

第4号議案

平成29年度大田区介護保険特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成29年度大田区介護保険特別会計予算

平成29年度大田区の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,656,306千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		11,698,974
	1 保険料	11,698,974
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		11,898,251
	1 国庫負担金	9,555,281
	2 国庫補助金	2,342,970
4 支払基金交付金		14,739,206
	1 支払基金交付金	14,739,206
5 都支出金		7,386,289
	1 都負担金	6,977,871
	2 財政安定化基金支出金	2
	3 都補助金	408,416
6 財産収入		918
	1 財産運用収入	918
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		8,918,623
	1 一般会計繰入金	7,917,300
	2 基金繰入金	1,001,323
9 繰越金		12,750
	1 繰越金	12,750
10 諸収入		1,293
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	111
	3 雑入	1,180
歳入合計		54,656,306

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,022,916
	1 総務管理費	667,448
	2 介護認定審査会費	355,468
2 保険給付費		50,871,247
	1 保険給付費	50,871,247
3 地域支援事業費		2,728,473
	1 地域支援事業費	2,728,473
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 基金積立金		918
	1 基金積立金	918
6 諸支出金		12,751
	1 公債費	1
	2 償還金及び還付金	12,750
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		54,656,306



## 第5号議案

平成28年度大田区一般会計補正予算（第4次）

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成28年度大田区一般会計補正予算（第4次）

平成28年度大田区一般会計の補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,823,217千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,509,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 特別区税		69,336,879	1,501,953	70,838,832
	1 特別区民税	63,787,918	1,501,953	65,289,871
2 地方譲与税		1,763,001	215,000	1,978,001
	1 自動車重量譲与税	661,000	27,000	688,000
	3 航空機燃料譲与税	813,000	125,000	938,000
	5 地方揮発油譲与税	289,000	63,000	352,000
4 配当割交付金		2,131,000	△1,018,000	1,113,000
	1 配当割交付金	2,131,000	△1,018,000	1,113,000
8 地方特例交付金		390,000	△44,771	345,229
	1 地方特例交付金	390,000	△44,771	345,229
9 特別区交付金		68,949,000	1,800,000	70,749,000
	1 特別区財政調整交付金	68,949,000	1,800,000	70,749,000
11 分担金及び負担金		3,663,280	△50,000	3,613,280
	1 負担金	3,663,280	△50,000	3,613,280
12 使用料及び手数料		7,185,583	1,486	7,187,069
	2 手数料	1,191,316	1,486	1,192,802
13 国庫支出金		47,227,314	503,931	47,731,245
	1 国庫負担金	41,811,672	796,535	42,608,207
	2 国庫補助金	5,395,746	△292,604	5,103,142
14 都支出金		15,651,634	528,226	16,179,860
	1 都負担金	8,300,911	231,716	8,532,627
	2 都補助金	5,718,996	111,595	5,830,591
	3 都委託金	1,631,727	184,915	1,816,642
15 財産収入		391,041	12,768	403,809
	1 財産運用収入	386,079	12,768	398,847
16 寄附金		288,347	14,316	302,663
	1 寄附金	288,347	14,316	302,663
17 繰入金		11,802,407	△2,640,940	9,161,467
	1 基金繰入金	11,418,912	△2,578,181	8,840,731
	2 特別会計繰入金	383,495	△62,759	320,736

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸収入		5,506,151	△201,386	5,304,765
	3 貸付金元利収入	1,637,475	△108,800	1,528,675
	4 受託事業収入	1,458,903	△174,951	1,283,952
	5 収益事業収入	30,000	20,000	50,000
	6 事務処理特例交付金	402,000	38,359	440,359
	7 雑入	1,635,460	24,006	1,659,466
20 特別区債		4,000,000	△3,445,800	554,200
	1 特別区債	4,000,000	△3,445,800	554,200
歳入合計		261,332,225	△2,823,217	258,509,008

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		1,121,388	4,221	1,125,609
	1 議会費	1,121,388	4,221	1,125,609
2 総務費		38,827,388	△360,352	38,467,036
	1 総務管理費	24,384,492	△222,379	24,162,113
	2 地域振興費	5,337,234	△159,456	5,177,778
	3 観光国際費	5,245,220	77,942	5,323,162
	4 区民費	1,538,842	△15,991	1,522,851
	5 徴税費	1,860,038	△36,771	1,823,267
	6 選挙費	344,307	6,725	351,032
	7 監査委員費	117,255	△10,422	106,833
3 福祉費		141,968,817	△329,039	141,639,778
	1 社会福祉費	19,278,245	△29,562	19,248,683
	2 障害福祉費	16,558,605	252,167	16,810,772
	3 高齢福祉費	18,703,755	△635,987	18,067,768
	4 児童福祉費	51,729,412	67,034	51,796,446
	5 生活保護費	35,698,800	17,309	35,716,109
4 衛生費		8,324,576	△3,960	8,320,616
	1 保健衛生費	8,324,576	△3,960	8,320,616
5 産業経済費		3,784,316	△15,088	3,769,228
	1 産業経済費	3,784,316	△15,088	3,769,228
6 土木費		19,899,788	△1,365,837	18,533,951
	1 土木管理費	5,112,078	△240,528	4,871,550
	2 道路橋梁費	8,980,704	△760,188	8,220,516
	4 公園費	5,498,445	△365,121	5,133,324
7 都市整備費		7,084,875	△395,115	6,689,760
	1 都市整備費	6,396,714	△395,115	6,001,599
8 環境清掃費		9,380,098	△23,783	9,356,315
	1 環境保全費	585,718	△41,961	543,757
	2 清掃管理費	3,028,217	37,113	3,065,330
	3 廃棄物対策費	5,766,163	△18,935	5,747,228
9 教育費		24,520,489	△334,264	24,186,225

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	7,985,943	△116,074	7,869,869
	2 小学校費	9,013,317	△159,935	8,853,382
	3 中学校費	7,334,621	△58,255	7,276,366
歳出	合計	261,332,225	△2,823,217	258,509,008

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 区民費	住民基本台帳、印鑑証明 等事務経費	53,080
6 土木費	1 土木管理費	公衆便所の新設・改良	20,024
6 土木費	1 土木管理費	自転車等駐車場の整備・ 維持管理等	20,407
6 土木費	2 道路橋梁費	橋梁の耐震整備	414,175
6 土木費	2 道路橋梁費	橋梁の長寿命化	19,500
6 土木費	4 公園費	都市計画公園の整備	291,648

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
羽田空港跡地における成長戦略拠点の施設整備（官民連携事業支援委託）（契約変更）	平成 29 年度	7,952

廃 止

(単位：千円)

事 項 名	債務負担期間	限 度 額
旧仲六郷寮解体工事	平成 29 年度	28,288
仲六郷保育園改築工事	平成 29 年度 ? 平成 30 年度	539,670
水神公園休憩所新築工事	平成 29 年度	99,092
（仮称）多摩川清掃事務所建設工事（実施設計委託）	平成 29 年度	17,409

## 第 4 表 地方債補正

廃止

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
橋梁建設事業	260,000	証券発行又は、普通貸借の方法により政府その他より起債する。ただし、金融の事情その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。	4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金その他について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債のときから据置期間を含め、30年以内に元金均等額又は元利均等額の方法等、その融資条件等により償還する。ただし、融資条件等又は財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。	—	—	—	—
中学校施設建設事業	2,000,000				—	—	—	—

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障害福祉施設建設事業	440,000	証券発行又は、普通貸借の方法により政府その他より起債する。ただし、金融の事情その他の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することもある。	4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金その他について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債のときから据置期間を含め、30年以内に元金均等額又は元利均等額の方法等、その融資条件等により償還する。ただし、融資条件等又は財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還することもある。	71,400	同左	同左	同左
道路整備事業	200,000				186,800	同左	同左	同左
小学校施設建設事業	1,000,000				196,000	同左	同左	同左



第6号議案

平成28年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成28年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）

平成28年度大田区の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363,273千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,953,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		17,253,776	△75,230	17,178,546
	1 国民健康保険料	17,253,776	△75,230	17,178,546
4 国庫支出金		14,186,777	92,094	14,278,871
	1 国庫負担金	14,008,717	79,251	14,087,968
	2 国庫補助金	178,060	12,843	190,903
5 療養給付費交付金		901,864	126,650	1,028,514
	1 療養給付費交付金	901,864	126,650	1,028,514
6 前期高齢者交付金		16,923,516	△266,594	16,656,922
	1 前期高齢者交付金	16,923,516	△266,594	16,656,922
7 都支出金		3,938,039	89,065	4,027,104
	1 都負担金	602,248	60,567	662,815
	2 都補助金	3,335,791	28,498	3,364,289
8 共同事業交付金		19,711,236	△380,187	19,331,049
	1 共同事業交付金	19,711,236	△380,187	19,331,049
10 繰入金		9,974,560	53,415	10,027,975
	1 繰入金	9,974,560	53,415	10,027,975
11 繰越金		600,000	724,060	1,324,060
	1 繰越金	600,000	724,060	1,324,060
歳入合計		83,590,614	363,273	83,953,887

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		954,744	△10,001	944,743
	1 総務管理費	954,744	△10,001	944,743
3 後期高齢者支援金等		9,289,129	△210,727	9,078,402
	1 後期高齢者支援金等	9,289,129	△210,727	9,078,402
4 前期高齢者納付金等		6,523	57	6,580
	1 前期高齢者納付金等	6,523	57	6,580
6 介護納付金		3,477,451	△52,287	3,425,164
	1 介護納付金	3,477,451	△52,287	3,425,164
7 共同事業拠出金		19,518,052	328,242	19,846,294
	1 共同事業拠出金	19,518,052	328,242	19,846,294
9 諸支出金		85,055	307,989	393,044
	1 償還金及び還付金	85,053	307,989	393,042
歳 出 合 計		83,590,614	363,273	83,953,887

## 第7号議案

平成28年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成28年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

平成28年度大田区の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,115,976千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		7,296,673	111,896	7,408,569
	1 後期高齢者医療保険料	7,296,673	111,896	7,408,569
4 繰入金		7,120,108	62,046	7,182,154
	1 他会計繰入金	7,120,108	62,046	7,182,154
6 諸収入		410,741	△3,759	406,982
	4 受託事業収入	399,977	△10,450	389,527
	5 雑入	5,755	6,691	12,446
歳入合計		14,945,793	170,183	15,115,976

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 広域連合納付金		14,042,041	227,493	14,269,534
	1 広域連合納付金	14,042,041	227,493	14,269,534
5 諸支出金		139,311	△57,310	82,001
	1 償還金及び還付加算金	36,490	5,449	41,939
	3 繰 出 金	102,820	△62,759	40,061
歳 出 合 計		14,945,793	170,183	15,115,976

第8号議案

平成28年度大田区介護保険特別会計補正予算（第2次）

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

平成28年度大田区介護保険特別会計補正予算（第2次）

平成28年度大田区の介護保険特別会計の補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44,680千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,004,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		10,801,386	6,842	10,808,228
	2 国庫補助金	1,852,432	6,842	1,859,274
8 繰入金		8,059,761	△51,522	8,008,239
	1 一般会計繰入金	7,529,230	△51,522	7,477,708
歳入合計		52,048,884	△44,680	52,004,204



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		1,110,806	△44,680	1,066,126
	1 総務管理費	727,284	△44,680	682,604
歳 出	合 計	52,048,884	△44,680	52,004,204

第9号議案

大田区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区組織条例の一部を改正する条例

大田区組織条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表都市基盤整備部の項第4号を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

都市基盤整備部の分掌事務を変更するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 10 号議案

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
大田区個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 60 号）の一  
部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を改め、同条第 3 号の次に 3 号を加える改正規定のうち第 3 号の  
4 中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を  
含む。）」を加える。

第 24 条に 1 項を加える改正規定中「第 23 条第 1 項」を「前条第 1 項」に、「又  
は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係  
情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第 33 条第 1 項にただし書を加える改正規定中「第 6 条第 5 項」を「第 6 条第 3  
項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改  
正により、独自利用事務の情報連携について明記されたことに伴い、規定を整備  
するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。